所管部課		教育部中央図書館		部長		小俣 学			
件 名			東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱に						
		ついて		区分		1審議事項	$\circ$	2報告事項	
関	条例	東大和市立図書館条例							
係	規則								
事項	部課 機関								
1. 要 旨 東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱について、令和5年4月1日から中央図書館 に設置している利用者用の電子複写機の更新に伴い複写サービスの内容が変更になること により、一部改正を行う。 (1) 主な改正点 第5条中の複写料金にカラーコピーに要する費用として、1枚あたり50円を追加する。 (2) 施行日 令和5年4月1日 (3) 影響及び効果 カラーの資料複写サービスを導入することにより、図書館利用者の利便性の向上が図れる。									
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) ・令和5年3月28日 令和5年第3回教育委員会定例会において「東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱」について、報告済み。 ・文書課において審査済み。									
3. 留意事項 (問題点等)									
4. 主管部処理案(検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。									
5.	審議結	果							

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。